

玉名市産業用地開発支援事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、企業の立地の促進及び産業の集積を図るため、開発事業者に対して優遇措置を講ずることにより、民間活力を導入した官民連携による産業用地の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業用地 本市産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする企業の立地が即時に行えるまでに整備された用地をいう。
- (2) 開発事業 本市の区域内（以下「市内」という。）において産業用地の開発を行うことをいう。
- (3) 開発事業者 開発事業を行う民間事業者をいう。
- (4) インフラ整備 別表に掲げる道路、水道施設又は排水施設の整備で、整備後市に帰属するものをいう。

(対象事業)

第3条 優遇措置の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 開発する産業用地の面積が5ヘクタール以上であること。
- (2) 開発を行う区域が国道、県道、市道等の主要な道路に隣接し、又は主要な道路からの取付道路が100メートル以内であること。
- (3) 市長が適当と認める地域内に産業用地があること。
- (4) 開発に当たって担当部局と必要な調整が完了していること。

(対象事業者)

第4条 優遇措置の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、前条の対象事業を行う開発事業者で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 開発に必要な届出その他の手続を完了していること。
- (3) 市が行う企業誘致活動のための産業用地の分譲に協力すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (5) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）

でないこと。

(7) 役員に暴力団関係者がいないこと。

2 前項各号の要件の審査及び確認については、市長が別に定める玉名市産業用地開発支援事業指定審査会の資格要件に係る審査をもってこれに代えるものとする。
(産業用地開発支援事業の指定)

第5条 優遇措置を受けようとする対象事業者は、開発事業に係る工事（以下「開発工事」という。）の着工前に当該開発事業について産業用地開発支援事業の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、産業用地開発支援事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 会社の概要が分かる資料

(2) 開発事業の場所、スケジュール、工事費内訳、位置図、平面図等が分かる開発事業計画書

(3) インフラ整備の整備位置、スケジュール、工事費内訳、平面図等が分かるインフラ整備計画書

(4) 開発事業区域の公図、登記事項全部証明書、土地利用計画図、現況写真及び求積図

(5) 収支計画書又は資金計画書

(6) 国税及び地方税について滞納のない証明書、未納がないことの証明書等

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、産業用地開発支援事業の指定を決定し、申請者に対し産業用地開発支援事業指定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

4 前項の規定による指定を受けた対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、当該指定を受けた後速やかに開発工事に着工するものとする。

(協定書の締結)

第6条 指定事業者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに市と次の各号に掲げる事項について協議を行い、その内容につき協定を締結するものとする。

(1) 開発事業の工程に関する事項

(2) この要綱の遵守に関する事項

(3) 開発工事における災害の防止及び環境の保全等に関する事項

(4) 誘致する企業に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(産業用地開発支援事業奨励金の交付)

第7条 市長は、開発事業が完了した指定事業者（以下「完了事業者」という。）に対し、産業用地開発支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

2 奨励金は、開発事業に係る産業用地に対して課税される固定資産税相当額から開発事業が完了する前に課税されていた固定資産税相当額を減じた額を、産業用地に係る最初の固定資産税が課税される年度を基準として最長5年間、各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度に交付する。ただし、交付の対象となる期間の各年度における当該産業用地の固定資産税を納税義務のある者が納期限までに完納しなかったときは、完了事業者に対し当該年度に対応する奨励金は交付しない。

3 前項の場合において、産業用地が賃貸により利用されるときは、奨励金は交付しない。

4 開発した産業用地の全部または一部が年度途中で分譲された場合における当該分譲部分に係る当該年度の奨励金については、^{あん}按分の上完了事業者に対し交付するものとする。

5 完了事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、産業用地開発支援事業奨励金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 前年度分の固定資産税の納税証明書及び公課証明書

(2) 売買契約書の写し（初年度交付申請時に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 市長は、前項の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、奨励金の交付を決定し、完了事業者に対し産業用地開発支援事業奨励金交付決定通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

（産業用地インフラ整備負担金の交付）

第8条 市長は、完了事業者に対し、産業用地インフラ整備負担金（以下「負担金」という。）を交付することができる。

2 負担金は、インフラ整備を完了した完了事業者が当該インフラ整備に要した費用の額又は市が自ら施工した際に想定されるインフラ整備費用相当額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額を、インフラ整備ごと交付する。ただし、その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円を限度とする。

3 完了事業者は、負担金の交付を受けようとするときは、産業用地インフラ整備負担金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 施設区分ごとの整備事業費の内訳書

(2) 施設区分ごとの整備位置図、平面図及び求積図

- (3) 工事現況写真
- (4) 完成写真
- (5) 検査済証の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めるときは、負担金の交付を決定し、完了事業者に対し産業用地インフラ整備負担金交付決定通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

（開発事業の変更）

第9条 指定事業者は、第5条第3項の規定により指定を受けた開発事業（以下「指定開発支援事業」という。）の内容を変更しようとするときは、指定開発支援事業変更申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、審査の上適当と認めるときは、これを承認し、完了事業者に対し指定開発支援事業変更承認通知書（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。

（産業用地の用途変更の禁止）

第10条 完了事業者は、奨励金の交付を受けている期間中及び奨励金の交付が終了した年度の翌年度以降5年間は、産業用地以外の用途への変更ができないものとする。

（産業用地開発支援事業の指定の取消し）

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、産業用地開発支援事業の指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により産業用地開発支援事業の指定を受けたとき。
- (2) 産業用地開発支援事業の指定に係る開発事業と異なる事業を行ったとき。
- (3) 第4条第1項各号の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により産業用地開発支援事業の指定を取り消したときは、指定事業者に対し産業用地開発支援事業指定取消通知書（様式第9号）によりその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により産業用地開発支援事業の指定が取り消されたときは、第6条第1項の規定により締結された協定は、指定事業者が前項の規定による通知を受けたときに、その効力を失うものとする。

（奨励金及び負担金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により産業用地開発支援事業の指定を取り消した場合において、当該取消しの部分について既に奨励金及び負担金の交付がされてい

るときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じなければならない。

- 2 前項の規定により奨励金又は負担金の返還を命じられた指定事業者は、当該奨励金又は負担金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(産業用地開発支援事業の指定の停止)

- 2 この告示の第5条第2項の規定により指定した産業用地開発支援事業の総面積が30ヘクタールに達したときは、新たな産業用地開発支援事業の指定を行わないものとする。

別表（第2条関係）

種 別	内 容
道路	<p>開発事業区域内の道路又は開発事業区域への取付道路のうち、熊本県都市計画法による開発許可制度と開発許可申請の手引き（以下「県開発許可申請手引き」という。）第4章第3節に規定する道路に準拠する道路であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第2号及び同法施行令（昭和44年政令第158号）第25条第4号に規定する開発区域内の主要な道路の要件を満たす道路(2) 前号に規定する道路以外の区画道路(3) 第1号に規定する道路から開発区域外の主要な道路に接続する道路(4) 開発区域内の主要な道路から開発区域外の主要な道路に接続することにより改築する道路の交差部分及びその付近の道路
水道施設	<p>開発事業区域内に設置し、又は開発事業区域まで接続する配水施設であって、水道法（昭和32年法律第177号）第5条第1項第6号に規定する配水施設の要件を満たすもの</p>
排水施設	<p>都市計画法第33条第1項第3号及び同法施行令第26条第1項各号に規定する排水施設の要件を満たす排水施設であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 県開発許可申請手引き第4章第6節に規定する排水施設に準拠する排水施設(2) 開発事業区域内の排水施設から下水道、排水路、河川等に放流するための排水管又は排水路